

The Hojo Family's Internal Conflict

—The *Nigatsu-sodo* and the *Kagen-no-ran*—

Takako Kajikawa

This paper attempts to reconsider two cases, which were not well studied historically, known as internal conflicts of the Hojo family in the Kamakura period, the *Nigatsu-sodo* case and the *Kagen-no-ran* case.

The *Nigatsu-sodo* is a combination of two cases where the brothers Nagoe Tokiakira and Noritoki were killed on February 11, 1272 and where Akahashi Yoshimune toppled Hojo Tokisuke in Kyoto on February 15.

The *Kagen-no-ran* is a case where Hojo Tokimura was assassinated on April 23, 1305, which was made to look like “an accident”. The supposed murderer, Hojo Munetoki, killed them on May 4.

The former is a case in the Hojo Tokimune period, while the latter is a case in the Hojo Sadatoki period, both cases happened in different periods, but there are similarities. Especially, in the *Nigatsu-sodo*, five people who were involved in the killing of Tokiakira were executed. The eleven people who were involved in the killing of Tokimura in the *Kagen-no-ran* were executed. Both cases, the killing of Tokiakira and Tokimura, are as a common point described as “an accidental killing.”

In this paper, I reexamine the historical documents on these two incidents and also relate them to the situation of the *Heizenmon-no-ran* case, which I described in a previous paper and attempt to reinterpret the two cases in this way.

北条一門の内紛

—二月騒動・嘉元の乱再考—

梶川 貴子

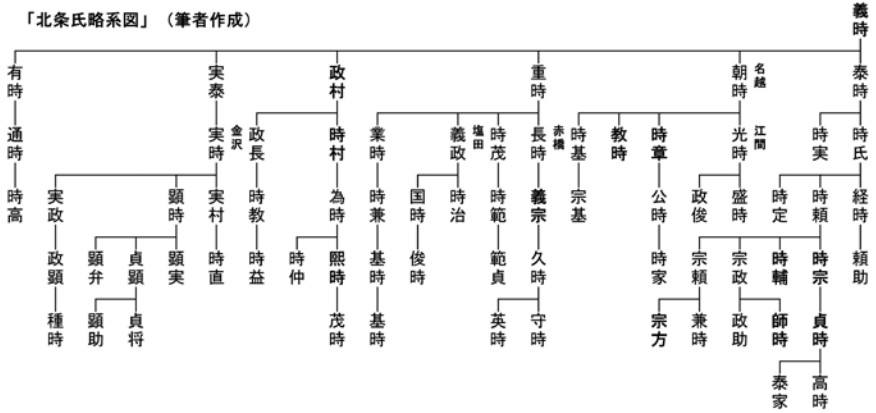
はじめに

文永9年(1272)2月11日、鎌倉幕府執権北条時宗・連署北条政村という体制の中、鎌倉で名越時章・教時兄弟が誅殺され、15日には京都で六波羅探題北方の赤橋義宗によって南方の北条時輔が討たれるという事件が起きた。この二つの事件がいわゆる「二月騒動」と呼ばれる事件である。日蓮が「権の大夫殿(義時)御子孫どしうち」¹⁾と記しているように、関連する人物は義時の子(政村)・孫(時章・教時・義宗)・玄孫(時宗・時輔)である(次頁系図参照)。

そして討たれた人物のうち、時章については「誤」であったとして、11日の合戦で時章の討手となった5人の武士(大蔵次郎左衛門尉、渋谷新左衛門尉、四方田滝口左衛門尉、石河神次左衛門尉、薩摩左衛門三郎)が処刑されることとなった。『保暦間記』には、時輔の「謀叛ノ志」が露見したために起きた事件であると記されているが、実際に時章や時輔に謀反の企てや討たれるような落ち度があったとは考えにくい。

このような「誤誅殺」により討手が処刑されるという事件は、二月騒動だけでなく時宗の子・貞時の時代にも確認できる。嘉元3年(1305)4月23日に起きた北条時村(政村の子)「誤誅殺」事件から、5月2日の討手11人の処刑、5月4日の北条宗方(貞時の従兄弟)が討たれる事件へと発展した「嘉元の乱」である。

この事件について、『保暦間記』は宗方が貞時の娘婿である師時と熙時を妬み、貞時の命だとして熙時の祖父である時村を夜討にして殺害したとするが、そう



だとすると時村殺害後に師時・熙時が攻められていないことや、宗方が討たれるまでに11日を要していることなど不自然な点が多い。

二月騒動については、近年関連史料の再考察を中心に事件そのものに関する研究が行われており²⁾、嘉元の乱についても菊池(2008)により「嘉元三年雑記」(以下「雑記」と略す)³⁾が紹介されたこともあり、再度考察を行う時期に来ていと言えよう。筆者は以前別稿⁴⁾において、二月騒動と永仁元年(1293)の平禅門の乱が嘉元の乱の前提となった事件であるということについて指摘したが、本稿では二月騒動と嘉元の乱という二つの北条一門の内紛について、特に「誤誅殺」と「討手の処刑」という共通点に注目しながら再考察を試みる。

1. 二月騒動再考

(1) 名越時章「誤誅殺」事件

時章と教時の父・朝時(母は伊賀氏)には、二人の他にも光時・時長・時幸・時兼・時基がいたが、寛元4年(1246)5月の寛元の政変で將軍頼經の時頼追討計画に関わったとして時幸が自害、光時が伊豆国江間に配流された。この時時章は時長・時兼とともに事前に時頼に野心なき旨を陳謝し許されている⁵⁾。その後、時長と時兼が建長4年(1252)に死去⁶⁾したため、二月騒動当時、幕政に関与しうる立場にあったのは時章・教時・時基の3名のみであった⁷⁾。

時章（母は大友能直の女）は建保3年（1215）の誕生で、討たれた時は58歳であった⁸⁾。評定衆、三番引付頭人、二番引付頭人を経て文永元年（1264）6月には一番引付頭人となる⁹⁾。弘長3年（1263）に時頼の死により出家している（法名見西）¹⁰⁾。一番引付頭人は北条氏の中でも限られた人物しか就任できない要職であり、時章が名越氏の惣領として幕政の中でも重要な立場にあったことがわかる。

嘉禎元年（1235）誕生の教時（母は北条時房の女）は、蹴鞠を通じて宗尊親王と親しい関係にあったことが指摘されている人物である¹¹⁾。文永2年に評定衆となるが、翌年7月4日の宗尊親王の京都送還に際し甲冑を着した軍兵数十騎でもって騒動を起こしている¹²⁾。ただし特に処罰されたという記録はなく、同7年には遠江守となっている。

二月騒動についての『鎌倉年代記裏書』（以下『鎌倉裏書』と略す）、『武家年代記裏書』（以下『武家裏書』と略す）、『見聞私記』の記事によって、2月11日の辰刻（午前7時～9時）、時章亭に討手が押し寄せ合戦となり、時章は自害、教時は子息宗教らとともに誅せられたことがわかる。しかし時章は無罪であったとして、討手5人が首を刎ねられ、教時の討手については賞罰ともになかったという。

これらの史料の中で特に注目したいのが、『見聞私記』の「二月七日夜騒動」という一文である。これについては日蓮が門下の四条頼基（光時流名越氏＝江間氏被官）が建治3年6月に主君（光時の子息）からの下文によって法華信仰をやめるといふ起請文を書くこと、書かなければ所領は没収し、「御内」を追い出すと命じられたことに対し¹³⁾、日蓮が記した陳状の草案に興味深い記述がある。それは「去る文永十一年二月十二日の鎌倉の合戦の時、折節・伊豆の国に候しかば十日の申の時に承りて唯一人・菅根山を一時に馳せ越えて御前に自害すべき八人の内に候き、自然に世しづまり候しかば今に君も安穩にこそわたらせ給い候へ」¹⁴⁾という箇所である。「文永十一年二月十二日」は内容から「文永九年二月十一日」の誤記もしくは誤写と考えられ、ここでは二月騒動の際の頼基の行動について触れられていることがわかる。頼基は合戦の直前伊豆にいたが、「十日の申の時」に主君の危機を聞き、一人で鎌倉に駆けつけ、頼基を含む被官八

人が主君に何か事が起これば自害する覚悟で伺候していたという。しかし、騒動が自然に静まったため、主君とその被官は自害せずにすんだという。この主君の危機こそ『見聞私記』に見られる7日の騒動であり、頼基が駆けつけている点から名越氏謀叛の風聞が流れ、鎌倉に諸国の御家人が参集していたのだと推察できる。おそらく7日から数日はこのように鎌倉に駆けつける人々で混乱状態にあったのではないだろうか。時章と教時の誅殺事件はこのような状況の鎌倉で起きた事件だったのである。

(2) 北条時輔誅殺事件

時章・教時誅殺後、直ちに早馬が六波羅探題北方の赤橋義宗のもとに派遣される。義宗の行動や2月15日の合戦について詳しく書かれているのは、『五大帝王物語』、『帝王編年記』である。これらの史料によると、15日申時（午後3時～5時）に合戦となり、時輔の屋敷は焼亡したという。

時輔（幼名宝寿丸）は宝治2年（1248）5月に時頼とその妾・將軍家の女房（讃岐局）との間に生まれる¹⁵⁾。時頼の長子として生まれたが、時頼の正室は重時の娘であり、彼女の産む子が嫡子になることが予想されていたこともあってか、『吾妻鏡』では時輔の誕生が歓迎されたものではなかったかのような記述となっている¹⁶⁾。なお、細川（2007）や遠山（2008）の研究によって、時輔の立場は得宗家の庶子として、必要以上に低い待遇を受けていたということはないことが指摘されている。

その後康元元年（1256）に足利利氏（頼氏）を烏帽子親として9歳で元服し、相模三郎時利（文応元年に時輔に改名）と名乗る。時宗が連署に就任した文永元年に六波羅探題南方として上洛し、翌年には従五位下式部丞に叙任される¹⁷⁾。仁治3年に時盛（時房の子）が鎌倉に下向して以降、22年間空白だった南方への就任を鎌倉からの「追放」とする考え¹⁸⁾もあるが、細川（2007）の指摘するように六波羅探題を訴訟機関として整備し南方を再建するために派遣されたのだと考えられる。それは時輔の「後見」に有力得宗被官家の嫡流である南条頼員があたり、頼員が朝廷側の訴訟に通じた従蓮の女を妻としている¹⁹⁾ ことから

らもうかがえる。

時輔を討った義宗は北条長時の子で、建長5年(1253)の誕生である。六波羅探題北方として上洛したのは二月騒動直前の文永8年12月であった。北方は文永7年正月に時茂が死亡して以降は置かれておらず、南方の時輔が一人で職務に当たっていた。遠山(2008)は六波羅探題として義宗と時輔がそろって活動した形跡が見られないことから、名越氏・時輔殺害の準備は義宗就任時にすでに進められていたこと、義宗が時輔の監視や討手として六波羅に派遣されたことを指摘している。確かに、北方に時輔を転じて南方に義宗を置くのではなく、上位の北方に時輔より年少の義宗を置いていることから、時宗サイドはこの頃から時輔を討つ計画を立てていたと言えよう。

(3) 討手の処刑と関東御教書

時章の討手として処刑された5人の立場は、得宗(時宗)被官3名(大倉頼季・渋谷朝重・石河神次左衛門尉)、政村被官1名(四方田時綱)、御家人1名(薩摩左衛門三郎)である。この処刑については、「追加法」の内容として伝わる「文永9年2月11日」付の関東御教書(史料1)を手がかりとして考察していきたい。

史料1はもとの文書が現存しないので、御教書の前半部分の内容が不明だが、日付から時章と教時誅殺後に発給されたものであり、処刑を正当化するために用いられた法令であることは確実である。すでに渡辺(1975下及び1997)が時章の討手5人が斬首されるに至ったのはこの法令を根拠とすることを指摘しているが、ここではその状況について考察していきたい。

まず、討手5人を「誤り」であったからといって、執権・連署の命を受けて討手となった人物を処罰

【史料1】「追加法」四四八
一 自今以後、有_下蒙_ニ御勅_ニ當_ニ輩_上之時、追討使蒙_レ仰不_ニ相向_一之外、無_ニ左右_一於_ニ馳向_ニ之輩_一者、可_レ被_レ處_ニ重科_一之由、普可_下令_レ相_ニ触_ニ御家人等_一給_上之状、依_レ仰執達如_レ件、
文永九年二月十一日 左京権大夫 判
(北条政村)
謹上 相模守殿

するというのは理不尽であり、今後謀叛人の追討を命じられた際に御家人や被官たちが消極的になってしまうことは想像に難くない。

そこで注目したいのが前述の「7日の騒動」である。有力御家人や有力被官以外の一般の御家人や被官は、日頃は鎌倉ではなく所領在地におり（鎌倉には代官を置いていた）、何か騒動が起これば鎌倉に集まってくる。処刑された3名の得宗被官も有力被官家の人物ではないことから、おそらく騒動によって鎌倉に駆けつけた人物と考えられる。このように騒動によって集まっていた御家人や被官の中には「勝手に」11日の合戦に加わった人物がいたと考えられ、時宗・政村を中心とする幕府上層部は彼らを利用したのであろう。つまり5人は正式に命を受けた討手ではなく、「命令もなく馳せ向かった咎」により処刑されたのである。これは実際に命を受けて追討に向かった武士たちを処罰することなく、時章の遺族を宥める効果を期待してのものであろう。

（4）二月騒動の背景

深夜の急襲などではなく、日中の「合戦」によって討たれた割に、時章・教時・時輔があっけなく倒されており、日蓮も「日本国のかためたるべき大将ども・よしく打ちころされぬ」²⁰⁾と記していることから、謀叛の企てがあったとは考えにくい。得宗家と名越氏の対立が背景にあったとしても、二月騒動時点では誅殺されるような落ち度は見当たらない。秋山（2013）が述べるように、誅殺するための正統な理由がなかったことから「誤って」誅殺してしまったこととしたのであろう。

それでは、二月騒動の背景について改めて考察していきたい。手がかりとなるのは、二月騒動の前年文永8年9月13日に、蒙古襲来に備えて御家人を鎮西に遣わし、鎮西の所領を離れている者には急ぎ所領に赴き、守護人の指揮下に入るよう命じる時宗・政村連署の関東御教書が発給されていることである²¹⁾。日蓮は二月騒動を自身が兼ねてより警告していた「自界叛逆難」と捉えているが、この御教書が発給された日は日蓮が佐渡に流罪されることになった「竜の口の法難」の翌日であり、日蓮が鎌倉を発った日である。

それまではこのように蒙古襲来に対しての具体的な命が出された形跡は確認できないことから、少なくとも御教書の発給者たる時宗と政村は日蓮の警告に恐れを抱いていたと言えるのではないだろうか。この文永8年の関東御教書が蒙古襲来という「他国侵逼難」に備えてのものであれば、「自界叛逆難」に対しても、何らかの対策を講じたと考えるのが自然であろう。

そしてその対策の一つこそ、義宗を六波羅探題北方として派遣することであり、鎮西3カ国（筑後・肥後・大隅）に守護職を持つ時章²²⁾と教時を誅殺し、得宗の対抗勢力と成り得る時輔を殺害することだったのである。時宗と政村を中心とする幕府上層部にとって「自界叛逆難」によって想定され得ることは、クーデターによって自分たちが討たれることであろう。

当時、時章・教時・時輔に討たれる理由がなかったとしても、「クーデターを起す可能性のある人物」として、その芽を摘み取ったのだと考えられる。クーデターを未然に防ぎつつ、蒙古襲来への備えを強化しようとして起されたのが「二月騒動」ということになる。

その後、政村は二月騒動翌年の文永10年5月27日に死去するが、皮肉なことに、嘉元の乱ではこの政村の子・時村が「誤って」誅殺されるのである。

2. 嘉元の乱再考

(1) 嘉元の乱の時代背景—平禅門の乱—

時宗の子・貞時は永仁元年（1293）4月13日の大地震を好機と見て、平頼綱・飯沼助宗父子をクーデターによって誅殺し、「得宗」の手に政治の実権を取り戻した。高橋（1998）は平禅門の乱前後の得宗被官に関する記事を比較し、乱以前は頼綱の一族が政権の中核であったが、乱後は「法曹官僚を含めた広範な人々を基盤とする形」へ移行したとし、寄合衆の構成も乱後には得宗被官の後退・法曹官僚の進出が見られることを指摘している²³⁾。

平禅門の乱直後の得宗被官の立場については、『親玄僧正日記』や『永仁三年記』などに記された行動を見る限り、乱以前とさほど変わらないように見える。しかし、寄合衆からは排除されており、貞時政権下において得宗被官の政治的

な発言権は著しく失われていたことがわかる。

細川（2000）が平禅門の乱後の執事就任者と推定就任時期について考察しており、それをまとめたものが表1である。乱直後こそ頼綱と同族の長崎光綱だが、その後は工藤杲暁

表1 永仁元年～徳治3年における得宗家公文所執事一覧

	就任者	推定在任期間
1	長崎光綱	永仁1年(1293)7月～永仁5年(1297)8月
2	工藤杲暁	永仁5年(1297)8月～正安3年(1301)3月
3	平宗綱	正安3年(1301)3月～嘉元1年(1303)
4	尾藤時綱	嘉元1年(1303)～嘉元2年(1304)12月
5	北条宗方	嘉元2年(1304)12月～嘉元3年(1305)5月
6	尾藤時綱	嘉元3年(1305)5月～
7	長崎円喜	徳治3年(1308)頃には執事在任

※細川（2000, p. 274）をもとに作成。

（禅）、宗綱、尾藤時綱、北条宗方、再び尾藤時綱を経て光綱の子・盛宗（円喜）²⁴ となっている。短期間で交代していることがわかり、貞時が特定の一族の世襲となることを避け、得宗被官個人に政治権力が集中することを避けようとしていたことがうかがえる。

この中で注目すべきは、嘉元2年12月に得宗被官ではなく、北条氏一族である宗方が任じられている点である。執事は元仁元年（1224）閏7月29日に泰時によってはじめて置かれた「家令」に尾藤景綱が任じられたのが始まりで、景綱の病により文暦元年（1234）8月21日に盛綱が後任として家令に就任して以降、得宗被官平氏の世襲職となっていた。

執事が兼任していた侍所所司も建保元年（1213）5月の和田合戦以来、義時期から泰時期まで金窪行親が務め、行親の後は頼綱の祖父・盛綱（もしくは父・盛時）が就任し、平禅門の乱後も執事と同様に得宗被官が務めていた形跡があり、宗方以前は一応有力得宗被官家の人物が任じられていたとみられる。

宗方が執事・侍所所司を兼任していたのは嘉元2年12月から討たれる同3年5月までだが、嘉元の乱はこの「侍所所司及び執事が得宗被官ではない」という、鎌倉時代の歴史の中でも特殊な状況下で起きた事件なのである。

（2）時村「誤誅殺」事件

貞時は正安3年（1301）8月23日に出家した際、執権職を従兄弟の師時に譲り、得宗として政権を運営していた。師時（母は政村女）は建治元年（1275）の生まれ

で、父宗政（時頼の子）が28歳で死去したため時宗の猶子となっている。師時は弘安7年（1284）に小侍所別当、永仁元年に評定衆・引付頭人に任じられており、執権となったのは27歳の時である。

師時と同時期に連署となった時村は、前述の通り政村の子で、仁治3年の誕生である²⁵⁾。建治3年（1277）12月に六波羅探題北方に就任し、弘安10年（1287）8月に関東に戻ると、12月に一番引付頭人、正応2年（1289）5月には寄合衆に加えられた²⁶⁾。

時村が誅されたことを知らせる早馬は4月27日に京に到着している²⁷⁾。「雑記」には、この時京都にもたらされた関東御教書（史料2）が載せられており、この御教書には「今夜_{子刻}」（4月23日子刻）²⁸⁾に時村が「誤って」誅されたこと、時村の子息・親類等は無事であり、このことで鎌倉に参上することがないよう、在京人・西国の地頭・御家人等に相触れるようと六波羅探題北方の北条時範と南方の金沢貞顕に命じる内容となっている。時村が殺害されたその日のうちに「誤被誅了」という内容の御教書が作成され、それを帯びて東使が京に向けて出発したことになる²⁹⁾。

『見聞私記』には「権大夫時村被打了。自河西谷火出来。一所屋形已下悉焼失了」とあり、この騒動の中で時村の「河西谷火」（葛西ガ谷）の館が焼失したとある。時村とともに命を落としたのは五十余人、時間については「子刻」とあるので、深夜に急襲したとみて間違いないだろう。

【史料2】「関東御教書」（「雑記」嘉元三年五月三日条）※傍線部筆者
左京権大夫時村朝臣、今夜_{子刻}誤被_レ誅了、於_二左馬権頭以下子息・親類
等_一者、所_レ無_二別子細_一也、可_レ被_レ存候間、且依_二此事_一、不_レ可_二発向_一之
由、可_レ被_レ相_二触在京人并西国地頭・御家人等_一之状、依_レ仰執達如_レ件、
嘉元三年四月廿三日
相模守在判
遠江守殿
越後守殿
（時頼）
（貞顯）
（師時）

(3) 討手の処刑と宗方誅殺事件

『鎌倉裏書』『武家裏書』によってわかる、処刑された人物の一覧が表2である。『武家裏書』は「和田七郎茂明、工藤中務丞有清、豊後五郎左衛門尉光家、海老名左衛門次郎秀経、白井小二郎胤資、五大院九郎高頼以上御内人」としており、この6名が得宗被官であったことがわかる。なお和田茂明は逐電したため処刑されていない³⁰⁾。

表2 嘉元の乱における罪人一覧

	処刑される人物	備考
1	和田七郎茂明	得宗被官※逐電
2	工藤中務丞有清	得宗被官
3	豊後五郎左衛門尉光家	得宗被官
4	海老名左衛門次郎秀経(経)	得宗被官
5	白井小次(二)郎胤資	得宗被官
6	五大院九郎高頼	得宗被官
7	赤土左衛門四郎長忠	
8	井原四郎左衛門尉盛明	
9	比留新左衛門尉宗広	
10	甘糟左衛門太郎忠貞	
11	岩田四郎左衛門尉宗家	
12	土岐孫太郎入道鏡円	

※『鎌倉裏書』により作成

※()内は『武家裏書』での表記

事件の張本人とされる宗方は宗頼の子で、弘安元年(1278)に誕生した。母は大友兵庫頭頼泰女である³¹⁾。宗方も貞時の従兄弟で、父の早世により師時と同

様に時宗の猶子となっている。永仁5年7月に六波羅探題北方として入洛し、正安2年(1299)11月25日に関東に下向、12月28日に評定衆、同3年には正月10日に四番引付頭、8月20日に駿河守となり、同月25日には越訴頭人となっている。

5月4日の宗方誅殺を伝える「関東飛脚」(東使)が到着した日時について、『実躬卿記』(史料3)は「去夜」(7日夜)とし、「雑記」は「六日夜」とする。『実躬卿記』と「雑記」

【史料3】『実躬卿記』嘉元三年五月八日条

去夜子刻関東飛脚到来、駿河守宗方去四日被誅云々、武家終夜馳集云々、宗方當時随分有賢者之聞、不便不便、(中略)、如巷説一者、時村朝臣被誅事、更非禪門之所存、仍寄手等有沙汰一、去二日十二人被切頭之處、為宗方之下知、之由風聞、仍四日此事於相州禪門五月廿二日燒失、仍此書看相州師時云々、宗方推入來、以時清入道暫不來臨之由、仰含之時、則時清入道与打合、共落命云々、所行之企太為濫吹者、(中略)就之在京人・簀屋兩人・奉行人等有宗方由緒之輩小々、今曉召籠武家云々、時村誅罰之時、於当座落命可然之輩、時村之外、五十余人之由、有其聞、此外宗方之余党数輩打死云々、

がともに載せている関東御教書（史料4）によって宗方誅殺は4日午刻であったことがわかるので、さすがに6日夜に上洛したとは考えにくく、史料3にある通り「七日子刻」に到着したと考えられよう。また、史料4によって宗方は「陰謀之企」があったとして誅されたのだと伝えられたことがわかる。

三条実躬は宗方のことを賢明で堅実な人物との聞こえがあったとして、宗方の死を「不便」だとしている。宗方は一時六波羅探題北方として在京していたことから、京都でも知られていたであろう。ここでは時村の討手の処罰に関しての情報も新たに記しており、巷では時村誅殺は「貞時の考えではない」との説が流れ、2日に11人の首を刎ねたところ、宗方の下知であるとの「風聞」が流れた。そこで4日、師時亭でこのことについて評定を加えていたところ、宗方が殿中の騒動を聞き「推（押）入来」たため、

【史料4】「関東御教書」『実躬卿記』嘉元三年五月八日条、「雑記」五月十八日条
駿河守宗方依_レ有_二陰謀之企_一、今日午刻、被_レ誅了、可_レ存_二其旨_一、且就_二此事_一、在京人并西国地頭・御家人等不_レ可_二参向_一之由、可_レ被_二相触_一、子細以_二武藤三郎左衛門入道々智・五大院平六左衛門尉繁員_一所_レ被_レ仰也、仍執達如_レ件、

嘉元三年五月四日 相模守判

遠江守殿

越後守殿

時清と宗方が打ち合いになり、ともに死亡したとしている。なお、『鎌倉裏書』では大仏宗宣と宇都宮貞綱が宗方亭に攻め寄せようとしていたところ、宗方が殿中の「騒擾（騒乱）」を聞いて宿所より参上し、時清は宗方のために討たれたとする。

そして、一連の事件の中で見逃せないのが、親玄の行動である。親玄は平禅門の乱の際に貞時亭で頼助の手替として大北斗法の修法を行っていた人物で、平禅門の乱の勝利によって貞時の護持僧としての地位を確立した人物である。

親玄は正安元年（1299）以降に後宇多院の院宣によって上洛しているが³²⁾、再び嘉元3年に鎌倉に下向している³³⁾。「雑記」に見られる「座主僧正御房」は親玄のことであり、親玄は平禅門の乱後と同様に、嘉元の乱でも収公された所領

から新たに所領を得ていることがわかっている³⁴⁾。

「雑記」は鎌倉から伝えられた出来事を醍醐寺地藏院で記録している。そのため、基本的には事件の起きた数日後の記事に鎌倉の出来事が記されることになる。ただし史料5に関しては、「雑記」を記した人物が次の史料6と関連付けて挿入したのであろう。

史料5、史料6②によって時村が殺害された日より親玄が仁王経護摩を始行し、宗方誅殺後には貞時は親玄と対面して世情静謐のために、「正応之例」に任せて仏眼護摩を「三七ケ日」(21日間)修すよう貞時より命じられていることがわかる。③は平禅門の乱後に親玄が行った仏眼護摩に関する記述である。「今度又有御下向被致御懇祈之条」とある

ように、親玄が再び鎌倉に下向したのは、嘉元の乱の直前であった可能性が高い。

史料5にあるように、4月23日から「一七ケ日」(七日間)の予定であれば結願は4月29日のはずだが、史料6②には4月23日に始めた仁王経護摩が「今

【史料5】「雑記」四月二十三日条
相模入道殿享炎上云々、子刻左京権大夫時村朝臣被_レ誅了、誤云々、駿川守宗方結構云々、自_二今日_一座主僧正御房仁王経護摩一七ケ日御始行云々、

四日御結願」とあり、予定よりも長く祈祷が行われていたことになる。しかも「雑記」の記主にしてみれば宗方が誅されたこと

【史料6】「雑記」五月二十二日条
①(前略)去月廿三日左京権大夫殿被_レ誅誤也、今月四日駿川殿被_レ誅、御祈結願日也、不思議云々、
②自_二去月廿三日_一御_二始行仁王経護摩_一、今月四日御結願、件日駿川守被_レ誅了、是御法驗之至也、正応以後之珍事等、每度御_二懇仕御祈_一、今度又有_二御下向_一被_レ致_二御懇祈_一之条、殊以恐悦之由、入道殿有_二御対面_一、再三被_二畏申_一、任_二正応之例_一、重又有_二天下静謐_一依_レ為_二佳例_一、仏眼護摩三七ケ日可_レ被_レ修之由有_二其沙汰_一云々、
③正応六年平左衛門入道果円被_レ誅之後、自_二四月廿三日_一仏眼御修法被_レ修之、伴僧八口、修法以後被_レ成_二護摩一七ケ日_一、(中略)
④駿川守屋形懸_レ火之間、依_レ風近辺及_二三階堂大路_一悉焼失了、御坊同焼失也、三浦介三郎經綱_{重名}御意、打_二入大夫殿_一、打_二取敵三人_一、即_二口了_一、仍被_レ成_二召人_一可_レ被_二流罪_一云々、座主僧正御房令_二申預_一給云々、白井小次郎不_二知食_一之間、切_レ頭以後被_レ聞食_一口事歟、

は「是御法験之至也」とされる出来事だったのである。三条実躬が宗方の死を「不便不便」と記しているのと対極の反応である。

④には宗方の館を放火したところ、風によって宗方亭近辺や二階堂大路が悉く焼失したとあり、『見聞私記』にも「駿河守宗方被打了。自宿所放火二階堂大路□□堂谷口悉焼失了」と記されている³⁵⁾。宗方が時清と相討ちになっていたとすると、宗方が死亡した後、宗方亭を攻めたのが宗宣と貞綱ということになる。また④からは親玄が三浦経盛の預先になっていることもわかる。経盛は時村亭に討ち入り、3人を討ち取り配流に処されることとなったが、親玄が経盛と面識があったためか、身柄を預かることとなったという。一方白井小次郎については親玄が「知らなかった」ため斬首となったという。斬首された11人の他にも流罪などに処せられた人たちがいたことを示している。

(4) 嘉元の乱における「誤誅殺」と討手の処刑

事件直前の鎌倉の状況を見ていくと、見逃してはいけない出来事が二つある。『鎌倉裏書』に記された嘉元3年4月6日卯刻の「大地震」と、時村殺害の前日の22日に起きた貞時亭炎上である。地震については史料も少なく、大きな被害が確認されていないことからあまり注目されていないが、嘉元の乱は「大地震」の後の政変という点では、永仁の大地震の後に起きた平禅門の乱とも共通していることになる。

貞時亭炎上の理由について、『鎌倉裏書』には「大多和讃岐尼恵監」のもとより出火したと記され、『見聞私記』には「自殿中对屋火出来」とあることから、細川(2000)が指摘するように、貞時亭の向かいにある大多和讃岐尼恵監の屋敷からの出火であろう。『鎌倉裏書』には貞時が3月21日に山内に移ったことが記されており、火災については貞時側が故意に起こしたものである可能性もある。あるいは偶然起きたものであったとしても、この火災を時村による謀叛だとして、討手を派遣する理由にしたのではないだろうか。

当日に「誤被誅」と六波羅に使者を派遣しながら、5月2日に風聞が流れるまで宗方に対して何の処罰も与えていないというのは不自然であり、時村誅殺

は宗方が単独で起こした事件ではなく、貞時の命によるものと考えられる。貞時が父・時宗の二月騒動と自身の平禅門の乱の勝利を再現しようとしたと考えれば、親玄による祈祷は貞時にとって必要不可欠なものであったと推察される。つまり、親玄を京都から呼び寄せた時点で時村誅殺は計画されていたといえる。時村の誅殺を計画していた貞時にとって、「大地震」は平禅門の乱の勝利を連想させたことであろう。

しかし時村には落ち度がないため、貞時の父時宗と時村の父・政村が二月騒動でとった「誤って」誅殺方式を採用したのである。貞時は事件の5か月前に宗方を執事・侍所所司にしているように、北条一門の有力者だけでなく、得宗被官をも排して得宗家による権力強化を図っていたことは確実である。

しかも今回は深夜に時村を急襲していることから、討手はあらかじめ決められた人物ということになる。つまり、二月騒動の時のように「無左右」く「馳向之輩」を処罰したのではなく、追討の命を受けた武士を処罰したのである。当然得宗被官や御家人たちの反発を招いたことであろう。結果として貞時・師時は宗方を切り捨てる形となったわけである。

その後、貞時は政治への意欲を失ったのか、徳治3年には評定や寄合にも出席せずに酒宴を繰り返している³⁶⁾。師時は応長元年(1311)9月22日に死去し、貞時も同年10月26日に死去する。この時、高時はわずか9歳であり、長崎盛宗(円喜)は高時の「後見」として権力を手にすることになるのである。このような状況を考えると、2日に流れた「為宗方之下知之由」との風聞は、貞時政権下において政治的発言権、得宗家公文所執事・侍所所司という立場を失った得宗被官たちが流した可能性が高いのではないだろうか。風聞によって政敵を倒すというのは鎌倉時代を通して行われてきたことであり、珍しいことではないが、時村の誅殺と討手の処刑によって生まれた混乱や政情不安は、得宗被官にとって宗方を失脚させる千載一遇のチャンスとなったのである。

嘉元の乱後は宗方の前に執事であった尾藤時綱が再任しており、侍所所司も同様に得宗被官の手に戻ったと考えられる。連署については2か月以上の空白期間を経て、大仏宗宣が就任した。宗宣は前述の通り宗方亭を攻めようとして

いた人物であり、北条一門の中でも有力な時房流の大仏氏であることから、貞時政権下においては排除されつつあった可能性が高い。こうして、貞時の政治改革は否定され、有力得宗被官・北条一門・有力御家人にとっては、正常な状態に戻ったことになる。

しかし、こうもあっさりと貞時が政治の実権を失うことになったのは何故なのだろうか。その理由の一つには、平禅門の乱の時とは違い、貞時に男子が誕生していたということが挙げられよう。平禅門の乱当時は貞時には女子しかおらず、頼綱追討時には、頼綱に養育されていた女子二人が犠牲になっている³⁷⁾。一方、嘉元の乱当時は、金寿丸と高時が乳母夫の得宗被官のもとで養育されていたはずである。高時誕生の際には一応執事も侍所所司も有力得宗被官であったことから、貞時の子息の乳母夫はやはり有力得宗被官であったと考えられるからである。

得宗被官を要職から排除していることから考えても、嘉元の乱当時、有力得宗被官と得宗貞時との間には溝ができていたとみられる。しかも貞時が目指す新しい政治体制から排除されつつあった北条一門・御家人・得宗被官の利害は一致している。金寿丸と高時の身柄を押さえた得宗被官は、その他の特権階級の人々とともに貞時の政治に対して反旗を翻したのである。その結果が宗方の死であり、貞時は政治に対する意欲を失ったというよりは、政治の実権を奪われ、酒宴を繰り返すより他なかったというのが実情だと言えよう。

貞時の「世襲化の否定」は否定され、円喜は執事と侍所所司をそれぞれ嫡子の高資と、その弟高貞に譲ることで、再び長崎氏の世襲にする体制を敷いていく。このようにして、長崎氏を中心とする得宗被官と、得宗高時の外戚たる安達氏が政治の主導権を握るといふ、鎌倉幕府滅亡に至るまでの政治体制が生まれることになる。

おわりに

ほぼ平（長崎）氏の世襲職とはいえ、代々得宗被官が担ってきた侍所所司と執事という立場は、平頼綱や長崎円喜の姿を見ても明らかのように、強大な権力

を行使し得る立場といえる。それ故、貞時は得宗被官を排して宗方を置くことで、得宗家の権力を強化しようとしたのであろう。このような「先例」ができた以上、嘉元の乱で宗方が討たれていなければ、以降も得宗に近い人物が任じられていた可能性が高い。そうなれば得宗被官が再びその立場を得る余地はなくなってしまう。有力得宗被官たちからすれば、宗方はこれまで先祖代々受け継がれてきた立場を奪い取った存在にはかならない。

宗方の誅殺に関する史料には、直接有力得宗被官たちが関わったことを示す記述があるわけではない。それでも、嘉元の乱当時、侍所所司と執事が「得宗被官ではない」という点に注目することで、宗方に立場を奪われていた得宗被官の反発という背景が浮かび上がる。

時村誅殺事件は貞時が本当の意味での「得宗専制政治」を実現するために、二月騒動の「誤誅殺」・討手の処刑という方式を用いて平禅門の乱の勝利を再現しようとしたものであり、それに対する有力北条一門・有力得宗被官・有力御家人という幕府上層部の特権階級の反発として起きたのが宗方の誅殺（討死）事件であったといえよう。二月騒動と嘉元の乱は、「誤誅殺」と討手の処刑という共通点を持ちながら、結果は正反対なものとなったわけである。

以上、二つの北条一門の内紛について考察してきたが、紙幅の関係上時房流北条氏や有力御家人との関係については詳しく触れることができなかった。この点については別の機会に論じていきたい。

注

- 1) 「清澄寺大衆中」（『全集』p.894、『昭定』p.1134、『鎌倉遺文』12201号）。
- 2) 細川（2007）、角田（2002）、磯川（2004）、同（2008）、遠山（2008）など。
- 3) 本稿では菊池（2008）の翻刻を使用。
- 4) 拙稿「平禅門の乱における親玄の祈祷」（『解釈』第61巻9・10月号、2015年）。
- 5) 『吾妻鏡』寛元4年5月25日条、6月13日条。
- 6) 時兼は5月22日、時長は8月26日に死去（『吾妻鏡』同日条）。
- 7) 時基は二月騒動後も存命で、貞時の娘を室としていた（『武家裏書』）。
- 8) 生年は没年より逆算。以下、北条氏一族の経歴は特に注記しない限り『関東評定衆

- 伝』『鎌倉年代記』『武家年代記』による。
- 9) 文永3年3月の引付衆廃止に伴い一番引付頭人を止められたが、文永6年4月の引付衆再設置の際に再び一番引付頭人となる。
 - 10) 『吾妻鏡』弘長3年11月22日条。
 - 11) 磯川(2008、p.234)。
 - 12) 『吾妻鏡』文永2年6月11日条、同3年7月4日条。
 - 13) 建治3年7月付「四条金吾殿御返事」『全集』p.1163-1164、『昭定』p.1358、『鎌倉遺文』12793号)。
 - 14) 「頼基陳状」(『全集』p.1160、『昭定』p.1361-64、『鎌倉遺文』12764号)。
 - 15) 『吾妻鏡』宝治2年5月28日条。母については『鎌倉年代記』『武家年代記』。
 - 16) 例えば時宗や宗政に比べ、誕生に関する記述が簡素なこと、乳母夫に指名された諏訪蓮仏(盛重)が乳母夫としての雑事を日頃から辞退し、1ヶ月してようやく雑事を行ったなどの記事である(『吾妻鏡』宝治2年6月10日条、7月9日条)。ただし、『吾妻鏡』は二月騒動後に編纂されているため、これらの記述は二月騒動を正当化するために作為が加えられている可能性も考慮しなくてはならない。
 - 17) 以上、時輔の経歴は『吾妻鏡』康元元年8月11日条、『鎌倉年代記』などによる。
 - 18) 渡辺(1975下)。
 - 19) 『鎌倉遺文』11988号。
 - 20) 「光日房御書」(『全集』p.927、『昭定』p.1154、『鎌倉遺文』12285号)。
 - 21) 『鎌倉遺文』10873号、10874号。
 - 22) 名越氏は鎮西三カ国・北陸三カ国(能登・越中・越後)の守護職を有していたが、鎮西三カ国は二月騒動後に没収され、筑後は大友頼泰、肥後は安達泰盛、大隅は千葉宗胤が守護となる(佐藤1993)。
 - 23) 高橋(1998、p.219)。
 - 24) 長崎円喜の実名は高綱とされていたが、近年細川(2012)の研究によって「盛宗」であったことが指摘されている。
 - 25) 討たれた時は64歳であった。母は『北条系図』(『続群書類従』第6輯上)には三浦重澄女とある。
 - 26) 以上、時村の経歴は『鎌倉年代記』『武家年代記』などによる。
 - 27) 『実躬卿記』嘉元3年4月27日条。
 - 28) 現在の時間になると23日の午後11時～24日の午前1時。『見聞私記』は「戌時」としている。
 - 29) 東使は、『武家裏書』によれば得宗被官の万年馬允と工藤新左衛門尉である。二人は「同廿七日」に六波羅に到着したという。この記事は『武家裏書』の5月4日条のあとに記されているが、5月4日の出来事を知らせる「早馬」が27日に到着したとは考えにくいので、この「同」は5月ではなく4月のことであろう。
 - 30) その後も茂明が処罰された形跡はなく、正和6年正月20日付の讓状(『鎌倉遺文』

26075号)が残る。関連史料に29147号。

- 31) 野津本「北条系図、大友系図」、『鎌倉年代記』。父の宗頼は弘安2年6月5日に21歳で死去している。
- 32) 親玄の上洛に関しては、石田(2004)に詳しい。
- 33) 醍醐寺文化財研究所編『醍醐寺新要録』下巻(法蔵館、1991年) p.916。
- 34) 嘉元の乱では「駿河守(宗方)跡」の小笠原谷地八戸主が親玄の管領となっている(『鎌倉遺文』22226号)。
- 35) 『見聞私記』。
- 36) 「平政連諫草」(『鎌倉遺文』23363号)。
- 37) 『親玄僧正日記』永仁元年4月22日条。

史料及び参考文献

【史料・史料集】※本稿で史料として挙げたものにはすべて返り点を付した。

『吾妻鏡』…『新訂増補国史大系』33・34、吉川弘文館、2000年

『永仁三年記』…竹内理三編『続史料大成』第10巻、臨川書店、1978年、所収

『鎌倉遺文』…竹内理三編、東京堂出版、1971年～※現在補遺編刊行中

『鎌倉年代記』・『鎌倉年代記裏書』(『鎌倉裏書』と略す)…『続史料大成』別巻、臨川書店、1979年、所収

『関東評定衆伝』…塙保己一編『群書類従』第4輯(訂正3版)、続群書類従完成会、1979年、所収

『見聞私記』…『續群書類従』第30上、続群書類従完成会、1957年所収

『五代帝王物語』…『六代勝事記・五代帝王物語』(三弥井書店、2000年)

『実躬卿記』…『大日本古記録』、岩波書店、1991年～2012年

『親玄僧正日記』…ダイゴの会(『親玄僧正日記』を読む会)翻刻(『内乱史研究』14～16号、1993～1995年所収)

『全集』…日蓮書状。本稿では文書名については堀日亨編『日蓮大聖人御書全集』(創価学会版、1952年。以下『全集』と略す)を使用し、併せて立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』(1952～54年、以下『昭定』と略す)と『鎌倉遺文』の文書番号を付した。

『帝王編年記』…黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系』12、吉川弘文館、1999年、所収

『武家年代記』・『武家年代記裏書』(『武家裏書』と略す)…『続史料大成』別巻、臨川書店、1979年所収

『保暦間記』…『校本保暦間記』、和泉書院、1999年

【参考文献】

- 秋山哲雄『鎌倉幕府滅亡と北条氏一族』（吉川弘文館、2013年）
- 石田浩子「醍醐寺地蔵院親玄の関東下向」（『ヒストリア』190号、2004年）
- 磯川いづみ「二月騒動の史料再考」（『段かづら』3・4合併号、2004年）
- 磯川いづみ「北条時章・教時について」（北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収）
- 伊藤一美「鎌倉における親玄僧正の歴史的位罫」（『鎌倉』97、2003年）
- 菊池紳一「嘉元の乱に関する新史料について—嘉元三年雜記の紹介—」（北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収）
- 角田朋彦「『保暦間記』という史料—北条時輔逃亡伝説を題材に—」（『段かづら』2、2002年）
- 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（岩波書店、1993年）※初出は畝傍書房、1943年
- 高橋慎一郎「六波羅探題被官と北条氏の西国支配」（『史学雑誌』918-3、1989年）
- 高橋慎一郎「北条時村と嘉元の乱」（『日本歴史』553号、1994年）
- 遠山久也「得宗家庶子北条時輔の立場」（北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収）
- 橋本芳和「異国打手大將軍北条兼時の鎮西下向と平禪門の乱（Ⅰ）～（Ⅲ）」（『政治経済史学』530号～532号、2010年～2011年）
- 細川重男『鎌倉政權得宗専制論』（吉川弘文館、2000年）
- 細川重男『鎌倉北条氏の神話と歴史—権威と権力—』（日本史史料研究会、2007年）
- 細川重男「御内人諏訪直性・長崎円喜の俗名について」（『信濃』755号、2012年）
- 峰岸純夫『中世 災害・戦乱の社会史』（吉川弘文館、2001年）
- 湯山学「頼助とその門流—北条氏と真言宗（東寺）—」（湯山学『南関東中世史論集四 鶴岡八幡宮の中世の世界—別当・新宮・舞楽・大工—』岩田書院、1995年所収）
- 吉田通子「鎌倉後期の鶴岡別当頼助について」（『史學』54-4、1985年）
- 渡邊晴美「北条時宗の家督継承条件に関する一考察—吾妻鏡文永元年条欠文理由及び文永九年二月騒動との関連において—（上）（下）」（『政治経済史学』110号・111号、1975年）
- 渡邊晴美「北条政村の研究（Ⅰ）～（Ⅲ）」（『政治経済史学』344号・370号・387号、1995年・1997年・1998年）